

## ユネスコ「世界の記憶」慰安婦登録 最新動向と緊急課題

高橋 史郎 (明星大学特別教授)

それでは私の方は、皆さんのお手元にあります『歴史認識問題研究』の創刊号と、今日配りました5枚のレジメを使ってお話をしたいと思います。

まず、「世界の記憶」という制度が、多くの方にはあまりよく解らないんですね。どういう仕組みで決まるかということを中心に簡単に申し上げますと、世界の記憶という制度を決定するところは、国際諮問委員会。これは14人のメンバーからなっていて、どういうメンバーがそのメンバーになっているかということ、公文書館の館長さん、文書管理の専門家、歴史の専門家ではないんです。一昨年「南京大虐殺文書」が登録されてしまいましたけれども、その下部機関である登録小委員会は、9人で構成されています。ここで事実上決定しました。そして国際諮問委員会のメンバーは、誰一人「南京大虐殺文書」の中身を見た人はいないといわれていますから、事実上登録小委員会の決着が、一昨年場合は先行したわけです。その登録小委員会の決定を、国際諮問委員会に対して勧告するんですね。登録すべきであるか、そうでないか、登録の是非を。その勧告を受けて、国際諮問委員会がユネスコの事務局長に勧告する。登録すべきかしないか。最終的に決定するのは事務局長ですけれども、国際諮問委員会の勧告が決定的な影響力を持つ。

その国際諮問委員会が、実はちょうど一か月後の10月24日から開催される予定になっています。残された期間は約一か月。勿論、日程は流動的な面もございますが、予定通り行われれば一か月後にその会が開催されると、こういうわけでございます。詳しいことはまたディスカッションの中でお話をしたいと思います。今の情勢は五分五分かなど、私はそう読んでおります。

で、まず一昨年度、中国は南京問題だけではなく、慰安婦についても実は申請したんです。しかしそれは、登録小委員会によって史料の不備が指摘されまして、追加申請しました。その追加申請の中には、日本人の捕虜の1,000人の供述書が加えられるわけですね。もう一つ大事なことがあります。それは、今回の慰安婦の八か国の共同申請は、ユネスコ側から提案された、奨励されたということが証言されています。一人は、中国の副報道局長が記者会見で、このように明言しました。もう一人は、先ほど桜井さんからお話のあった蘇智良という、上海師範大学の教授で中国側の申請の中心人物。彼が、「あなた方が提出した資料はいい資料だけでも、利害国は複数あるので共同で申請したらどうですか」ということを奨励された。つまり、二人の方が共同申請をユネスコ側から奨励されたことが証言している。いわば出来レースといえますか。既にユネスコと、そういう癒着関係が進められているという面があるということが、まず第一点目でございます。

さてそこで、先ほど申し上げたように、これを決定する人たちは歴史家ではなくて、公文書館の専門家です。そうすると、そういう人たちにどういう説得力のある議論をするかということが、まず問われております。つまり、普遍的な観点で、制度改革という観点からどのようなことが問題提起できるか。そこで紀要の創刊号の30頁をお開きいただき

たいと思います。その30頁の(6)、それが制度改革の肝でございまして、ちょっと読ませて頂きますと、「疑義が呈された申請は交信のための猶予期間が関連団体に与えられる」。そしてその中で三つの選択がある。議論が起きた場合は、そのお互いで共同申請をするか。二番目は、異なる見解のまま登録をすることに合意するか。これは実際上難しいです。三番目しか有り得ないと思うんですが、「関連団体間で合意が達成されなかった場合、対話プロセスを繰り返す」、つまり、対話を促しているわけですね。

今日も山本優美子さんがお見えでございますが、今回、日本の保守系団体が慰安婦の資料を申請しました。それは「性奴隷」を立証するものではないという立場で申請したんですが、同じ資料を八か国側は、アメリカの国立公文書館に所蔵されている文書として、これは性奴隷を立証するものだという風に主張して申請しているわけです。これは主張が対立しているわけです。従って制度改革の観点から言えば、当然対話をするのが求められる。そういうことが、制度改革という立場で、これは全会一致で決められたことでございます。最終的には執行委員会で決まるんですが、ほぼ決まるだろうと思われま。

さて次に、私のレジメで2番ですが、具体的な問題点については、36頁をご覧くださいと思います。ポイントだけを見ていきますと、まず八か国の共同申請はどういう趣旨で提起しているかという、まず慰安婦の定義が36頁の下から6行目です。「日本軍によって性奴隷を強制された」という、これを慰安婦と定義しております。しかし、ベトナム戦争時の性暴力とか、朝鮮戦争時の韓国軍慰安婦とか、こういうものは不問に付して日本軍慰安婦だけを特別視している。右側を見てください。

アメリカが、IWGという「省庁間の作業部会」で、CIAとかFBI等の作業部会が、7年の歳月と30億円をかけて調査をしました。640万頁という膨大な量でございます。元々ナチの戦争犯罪を調査する目的でございましたが、抗日連合会という中国の団体が支援したということで、慰安婦問題にも調査が及びました。しかし結論は、慰安婦の強制連行や性奴隷を裏付ける史料は全くありませんでした。

3番目、八か国の共同申請側は、「慰安婦制度はホロコーストに匹敵する戦時の悲劇である」ということを強調しています。しかし、このことについては、今日もお見えでございますが、カナダ・イスラエル友好協会の方が、ユネスコに対してオピニオンを出されました。そのことは、時間があれば後でまた補足をします。ホロコーストとは全く違うということを申し上げておきたい。

次が4番目でございます。レジメの4番ですが、市民団体の活動に関する文書がたくさん含まれております。しかし、アジア女性基金の活動に関わる資料は含まれていません。資料の選択が非常に恣意的で、バランスを欠いております。

次に6番に移りますが、6番の最後のところで、この慰安婦像の世界的意義を強調しております。共同申請書の中に、アメリカ全米各地に広がっている慰安婦碑・慰安婦像というものが載っております。これが平和の象徴、平和のシンボルということで強調されている。しかし実際には、地域で様々な対立が起きている。紛争のシンボルと化している。平和のシンボルではなくて、紛争のシンボルになっているんです。「地域社会におけるさまざまなコミュニティへの平穏な強制が妨げられる事例」が生じております。あるいはいじめにまで発展している。「日韓合意への批判と平穏な共生への妨害の観点から問題がある」というのが、具体的な問題点です。

そして、専門的な観点でいきますと、技術的問題点。ここはまあ時間の関係で、簡単に申し上げます。一般指針、ガイドラインということで見ると、「真正性」という観点があります。例えば、「楊家宅慰安所」の写真は中国に著作権があるという風に申請したんですが、それは明らかに著作権侵害であります。次に38頁でございます。「第二に」というところに、「資料の完全性」という観点からの問題があります。「第三に」オーラルヒストリー、これが沢山含まれているんですが、特に戦後40年以上経過した90年代以降に記録された口頭証言というものが、果して世界の記録としてふさわしいかが問題であります。

次に、真ん中にある、「また」というところに、一般指針2.6.2に関連して、「絵画や工芸品等のnon-reproducibleなもの」、再生できないものは、記録遺産に含まれない。例えば、慰安婦の絵が申請されています。その中には少女の、強制連行のみならず、昭和天皇が礫になって銃で狙われている絵。或いは少女が焼き殺されている絵、こんなものまで慰安婦の絵に含まれています。こういうものももし登録ということになれば、あたかも事実であるかのように誤解を与える危険性がある、ということでございます。

さて次が「第四に」というところですが、世界の記憶事業には倫理規定というのがあります。そこには、こう書いてあります。国際諮問委員会と登録小委員会「委員は、特定の申請について個人的支援をするような言動は差し控える」ことが求められております。しかし、前にも問題にしたことがあります。レイ・エドモンドソンという方が、この「世界の記憶」という制度を作った立役者でございますが、彼が日本で開催された共同申請側の集会に来て、基調講演をし結語をするという、これは正にレフリーがコーチを務めるというアンフェアなあり方でございます。そういうことが果して認められるのか、これは倫理規定に反しないのか、という問題提起でございます。

さて、5番に移ります。レジメの5番。「二重基準」という問題でございます。これは、今日の資料の3頁なんですけれども、ここに山本さんたちのグループが8月23日付で、ユネスコに対してオープン・レターというものを送られたんです。これは公開されております。その中で、ポイントは、この日本の保守系団体が申請したものと、八か国側が申請したもので、共通の同一文書があったと。性奴隷を立証するものとして八か国側が申請した文書が、実は性奴隷を立証するものではないということで、これに対して対話を求めるということを、ユネスコに申請したわけです。8月23日にそれを出されて、未だに回答がありません。これは制度改革の趣旨から見れば、明らかに反するではないか、そういうユネスコでいいのかという問題提起でございます。

さて、その中身が次の資料でございます。今まで私たちは事実を踏み込んだ反論をしませんでした。これは、第一回目のシンポジウムにお見えになった方はお解りになると思いますが、各国別の反論をしないといけないんじゃないかという風に当初、思いました。歴史問題認識研究会は各論に踏み込んで、八か国が申請したそれぞれの申請資料の中身を精査して、検証して、そして発信していくという、その事実を問うということが必要ではないかと思っておりましたけれども、しかし、様々な間違い、具体的な問題点を指摘するうちに、これは悪い盆栽の悪いところをなくして、良い盆栽を残すことに加担することになるんじゃないかと。こういう議論が出てまいりました。そこで各論に踏み込んで反論することをやめました。そして、あくまで普遍的な観点で、制度改革、誰もがそれぞれの国の立場を超えて、普遍的な観点で説得力のある改革を訴えることが大事だという

観点で、制度改革を優先してきたわけです。

しかし、最終決定するまでに一か月を切りました。この段階ではもう、事実上踏み込む必要があるんじゃないかということで、今、提起をするわけですが、お手元の資料、4頁目の資料は、左側がアメリカの国立公文書館に所蔵されている文書で、八か国側が申請したものでございます。そしてそこには4種類のものがありますが、何点ということまで判っております。そして、なでしこ・アクションをはじめとする日本の保守系団体が申請しているものと重なっているものがある。日本政府が慰安婦の資料として認定している文書を「政府認定文書」としてチェックしました。多くの文書が重なっております。しかし、同じ文書を申請して、全く違った主張をしている。これが現実であります。

次に右側を見てください。これはイギリスの資料です。各国の資料を調べるのはなかなか困難なんですけど、イギリスの文書は比較的見ることが出来ます。そこに私が手書きで書いてございますが、大きく分けて30点あるんですけども、イギリスの帝国戦争博物館に所蔵されております。1～4までは日本軍が作成した資料であります。5番と6番は映像であります。7番から25番はイギリスの兵士の証言であります。そして26番から28番は写真、29、30はイギリス軍兵士の個人の記録でございます。これについては、次の最後のページを見てください。5頁。その30点を分類すると、こういうことになります。

内容は、ここにサマリーを書いてございます。例えば、写真が2点ありますが、慰安婦や強制性の客観的な証拠は全くありません。或いはインタビューを精査しましたが、22番、23番、24番、25番というところを見ていただきたいんですが、22番は朝鮮戦争の際のことが書いてあります。23番も朝鮮戦争の際にオーストラリア人が経営した芸者ハウスについて書いてある。これはオーストラリア軍によって運営された慰安所、慰安施設を日本軍の慰安施設、芸者ハウスとしていると思うんですね。あるいは24番は中国国民党の戦闘地域で売春が横行していたというインタビューです。25番も同じでございます。

今日の資料の2頁目をご覧くださいんですけども、これについては産経新聞が、8月6日付の一面トップ記事でスクープをしました。今私が申し上げた30点を精査して、何が判ったかということが書いてございます。リードのところをちょっと読ませて頂きますと、「中国、韓国を筆頭に日本を含めた8か国14団体とともに国連教育科学文化機関（ユネスコ）の『世界の記憶』（記憶遺産）登録に共同申請している英国の『帝国戦争博物館』の旧日本軍の慰安婦関連資料30点が判明した。申請では『女性や少女が性奴隷を強要され、日本軍が性奴隷制度を設立・運営した』としているが、同博物館の資料には慰安婦にするために女性を強制連行したり、慰安婦が性奴隷であったりしたことを客観的に示すものはなかった。また申請された資料には真正性を欠く証言や写真が含まれている一方、慰安婦が『公娼』であったことを示唆する日本軍の公文書もあった。」私のコメントを、左の方、下から三段目に書いてございますが、同様の趣旨でございます。先ほどのアメリカの国立公文書館の資料同様、この八か国側が申請したのとは異なる真逆の資料が含まれている、ということが明らかになっております。

なお、日本では有名な日本人捕虜尋問報告49号、これも両方が申請しておりますが、その中身についてはまたディスカッションの時に申し上げたいと思いますが、今日の資料のレジメの6番をご覧くださいますと、今私が申し上げた具体的なことは、大きく言って三つに当てはまります。アメリカの国立公文書館とイギリスの戦争博物館の所蔵文書ほど

ういう問題があるか。大きく言って三つです。第一に、申請書の主張とは逆の事実を裏付けている資料が混在している。これはまず性奴隷ではないということを立証する資料は、そこにあるように、アメリカ戦争情報局心理作戦班日本人捕虜尋問報告49号、オランダ軍情報機関、先ほど列記したあの資料ですね。尋問勧告、書類の番号も書いてごさいます。その他インタビューもそうです。第二に、強制連行、強制性を強調していますが、強制性に反する資料もここにあるように49号をはじめとして、これだけごさいます。第三に、少女ということを強調していますが、それに反する資料もここに含まれている、ということをおし上げておきたいと思えます。

最後に、1枚目の資料をお持ちの方は、右側に二つの英語の参考文献の表紙をコピーしております。これは桜井よしこさんの恩師でもあります、ハワイ大学マノア校のジョージ・アキタ名誉教授に、是非読む必要があると言われたものでごさいます。ジョージ・アキタ先生は今、『従軍慰安婦の徹底検証』という本をお書きだそうごさいます。まず英語で出して、次に日本語にすると伺っておりますが、その際、大事な資料が二つあると仰いました。

これは簡単に申し上げますが、まず、『ラバウルの捕虜たち』という本で、ゴードン・トーマスという方が書いたものでごさいます。戦争直後に配布したものを、2012年にオーストラリアの出版社から出したもので、ネット販売しています。ですから、皆さんも手に入れることができます。インタビューしたマイクロフィルムは、キャンベラのパシフィック・ビューローに保管されている。入手したいと思っております。次に、アーチ・宮本という方が書いた本で“Comfort Women”、慰安婦に関する戦時中の米軍記録を本にしたものです。このアーチ・宮本という方はカリフォルニア在住の日系二世で、元米軍の陸軍兵士であります。朝鮮で二度、ベトナムで二度、戦闘に加わった人で、これは山岡さんもお会いになっておりますので、またその話も出来ればと思っております。こういう具体的な資料で反論していく必要があろうかと思えます。

最後に、次回の申請に際しては、中国は七三一部隊を申請するというを既に発表しております。次は、七三一部隊が申請の議論になってくる。なお、天安門事件についても申請が準備されている。これは、アメリカにいる中国の方が準備している。これも明らかになっております。

以上、大急ぎでございましたが、問題提起をさせていただきました。後でまた、ディスカッションの中で補足をさせていただきます。(拍手)